

令和7年 第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 令和7年12月26日
午前10時00分
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 近 藤 昭 文
副議長 山 口 勇 樹

会議に出席した議員（10名）

1 番議員 近 藤 昭 文	2 番議員 柳 川 真 一
3 番議員 小 野 章 二	4 番議員 福 本 巧
5 番議員 生 田 進 三	6 番議員 山 野 由 貴
7 番議員 三 澤 大 祐	8 番議員 道 中 久美子
9 番議員 山 口 勇 樹	10 番議員 印 部 久 信

会議に欠席した議員（0名）

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
副 管 理 者	洲 本 市 長	上 崎 勝 規
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	中 村 尚 之
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	三 明 耕 司
事 務 局 次 長	洲本市生活環境課長	國 芳 俊 宏
施 設 長		山 田 孝 文

事務局長 みなさま、おはようございます。只今より洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願いしたいと存じます。それでは近藤議長よろしく願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和7年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては、後刻管理者から説明がありますので、議員各位には慎重にご審議をいただき、適切妥当な結論を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。それでは管理者のご挨拶を伺うことといたします。管理者よろしく願いいたします。

管理者 みなさん、おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は令和7年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開催でございます。ご参集くださいまして大変ありがとうございます。本日もご提案を申し上げます案件は、先日も送付申し上げましたように、条例案件が2件、そして令和6年度一般会計決算認定でございます。

何卒、慎重且つ適切なるご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。柳川真一議員、小野章二議員、福本巧議員、生田進三議員、続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。山野由貴議員、三澤大祐議員、道中久美子議員、山口勇樹議員、印部久信議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管理者 南あわじ市長 守本憲弘さん、副管理者 洲本市長 上崎勝規さん、会計管理者 南あわじ市会計管理者 中村尚之さん、事務局長 南あわじ市環境課長 三明耕司さん、事務局次長 洲本市生活環境課長 國芳俊宏さん、施設長 山田孝文さん、事務局職員 森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和7年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。よろしく願います。事務局。

事務局次長 はい、報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席10名であります。当組合の議員定数は10名であり、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。以上です。

議長 只今事務局からの報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 はい、失礼いたします。それでは朗読させていただきます。
令和7年 第2回 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程

令和7年12月26日

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第2号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合副議長の選挙について

日程第5 議案第8号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第9号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 認定第1号 令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

以上でございます。

議長 それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第1議席の指定については、議席は組合議会会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。ただ今ご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。さように指定いたします。

次に日程第2会議録署名議員の指名をいたします。4番福本巧議員、9番山口勇樹議員、この両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。次に日程第3会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日1日としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。よつて今期定例会は本日1日と決定いたしました。続きまして日程第4選挙第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長選挙についてを議題といたします。暫時休憩といたします。

(10:09～10:09 暫時休憩)

議 長 それでは会議を再開いたします。選挙第2号副議長選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に山口勇樹議員を指名いたします。只今議長において指名いたしました山口勇樹議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よつて只今指名いたしました山口勇樹議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました山口勇樹議員が議場におられますので本席より告知いたします。

それでは副議長のご挨拶をお伺いしたいと思います。

副議長 はい、失礼いたします。只今ご指名をいただきました南あわじ市の山口でございます。皆様方のご承認をいただきまして大変ありがたく、責任の重大さを痛感しているところでございます。これより近藤議長をお支えし、また当組合の発展に寄与したいと考えておりますので、引き続きご指導いただきますようよろしくお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 どうもありがとうございました。続きまして議案の審査に入る前に3人の議員の方より一般質問発言通告の提出がありましたので、これを許可することといたします。3人の議員は、山口議員、山野議員、三澤議員の3名であります。なお一般質問については議員協議会で決定しております一般質問に関する申し合わせ事項に基づき行うことといたします。それでは山口議員よろしくお願いたします。

議長 それでは、質問をお願いします。

9番議員 それでは、通告書に基づきまして一般質問を行わせていただきます。南あわじ市議会、誠道クラブの山口勇樹でございます。どうぞよろしくお願い致します。まず、やまなみ苑運営の全般についてご質問になるんですが、まず1つ目のご質問でございます。人口減少、一戸世帯数が増加しているというふうな傾向があるんですけども、人口減少により家庭ごみ、またそれぞれの世帯においても非常に分別が進んでいるというふうに、私も自治会の活動を見る中で感じているところなんですけれども、現在の事業所系ごみと家庭ごみの現状と推移ですね、私の肌感覚では家庭ごみが減少していて、事業所系ごみが観光需要に比例して増えているというふうな感覚を持っておるんですけども、そのへんはいかがでしょう。

議長 はい、事務局。

事務局 長 はい、まず南あわじ市の分からお伝えしたいと思います。家庭ごみと事業系ごみの現状と推移についてお答えしたいと思います。南あわじ市におきます家庭ごみに関しましては、令和4年度で7千379トン、令和5年度で7千130トン、前年度比でマイナス3.4パーセント、令和6年度で6千850トン、前年度比でマイナス3.9パーセントになってござい

ます。南あわじ市の事業系ごみに关しましては、令和4年度で6千112トン、令和5年度で6千611トン、前年度比プラス8.2パーセント、令和6年度で6千780トン、前年度比プラス2.6パーセントでございます。この現状から言いましたらおっしゃるとおり家庭ごみに关しましては人口減に伴って減っているような状況で、事業系ごみに关しましては、若干増えているような状況であります。南あわじ市に关しまして、人口減少という要因に加えまして普通の資源ごみ分別であったり、ごみの減量化にご協力いただいていることで家庭ごみも減少傾向にあるというふうな考えでございます。南あわじ市に关しましては、以上でございます。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 失礼いたします。洲本市生活環境課の課長の立場で述べさせていただきます。洲本市の方でございます。洲本市の現状に关しましてでございます。洲本市につきましてはやはり同じく減少傾向でございます。洲本市家庭ごみにつきましては、令和4年度で7千577トン、令和5年度におきましては7千242トンで、前年度比マイナス4.4パーセント、令和6年度では6千886トンで、前年度比マイナス4.9パーセントになっております。事業系については若干増えているところがありまして、令和4年度で5千812トン、令和5年度で、6千82トンで、前年度比4.6パーセントの増。令和6年度で5千985トンで、前年度比1.6パーセント増になっております。先程の南あわじと同じように洲本市も人口減少、また一般家庭から出るごみにつきましては市民の方々の分別収集にご協力いただいているところもありまして、順調に減少傾向にあるところでございます。以上でございます。

9 番 議 員 議長。

議 長 山口議員。

9 番 議 員 この傾向はやはり仮説どおりであったんですが、こういった傾向は今後ますます進むと考えておられますか。

議 長 事務局長。

事務局次長 はい。まず、事業系ごみの方をなんとか減らしたいと思っております。

事業系ごみを減らすためには、それぞれの取組ということで南あわじ市に関しましては、令和7年度からは下水放流施設の脱水汚泥を堆肥化に切替え、令和6年度からは事業所から出る紙類のごみを中央リサイクルセンターにて無料引き取りの方を開始しております。また同じく令和6年度で事業系ごみ適正処理と資源化、減量化の呼びかけということでそれぞれ事業所に訪問をして、減量化の呼びかけをしております、合わせて引き続き広報活動であったり、ホームページ、LINE等での減量化への周知をしながらなんとか事業系ごみの減量化の方も進めていきたいというふうに思っております。

議 長 事務局。

事務局次長 失礼します。洲本市の方です。洲本市の方でも事業系ごみ削減を進めておまして、令和3年度からですが事業所から出る紙ごみ類を無料回収を行っており、今後も順調に数値を伸ばしまして、こちらの方の削減取り組み、啓発等を一層頑張るといふふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

9番議員 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。では次に令和11年度の供用開始に向けた進捗についてお尋ねさせていただきます。現在お勤めの職員の皆様方への説明であったり、意向については既に調査はされておられますか。また調査の結果どのような意向を示されていますか。その他についてお聞かせ下さい。

議 長 事務局。

施設長 以前の議会でも若干答弁させていただいたんですけども、正規職員、会計年度、特に会計年度職員につきましては、単年度契約ということで常に雇用に対する不安を持ちながら日常業務を行っておるという現状がございまして、どうにかならないかなという思いがありました。しかしその中でルールに則った運用をやっておるのが現状でございまして、新施設計画が進む中、会計年度任用職員と面談を行いまして、当人の継続希望を聞いた中では100パーセントいきたいという希望がありましたので、それであつたら橋渡しを十分にやっていきたいというふうなことを説明しており

ます。事業者側にも少し話をする機会がありまして、現状どうですかと聞いたところ雇用情勢もあまり芳しくはなく、なおかつ地元雇用を推進していくなかで、経験者で有資格者は欲しい人材であるという回答を得ておりますので、そういうかたちで進めていきたいと考えております。また雇用の不安が多少でも解消していくことにつきましたは、施設運営はもとより安全管理を行う上で、やる気をもって業務にあたってもらうことは有意義なことだと感じております。以上です。

議 長 山口議員。

9 番 議 員 企業体の方にも既にコンタクトを取られて調整いただいていることに感謝申し上げます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。最後の質問なんですけど、今回供用開始に向けて企業体からの基本コンセプトが何点か示されているんですけども、その中で災害に強い施設について、一定の余裕を持たせておくというふうな文言がございました。この一定の余裕とはどの程度を指すのか、これについてお尋ねいたします。

議 長 局長。

事 務 局 長 淡路広域行政事務組合が企業主体のため、同組合に確認した内容の方をお伝えするというかたちでお話したいと思います。一定の余裕とは、新可燃ごみ処理施設の施設規模の設定にあたって大規模災害時において災害廃棄物を円滑、迅速に処理する分として10パーセントを加算し、1日あたり153トン进行处理できる能力を持った施設を建設するという考えのことです。

議 長 山口議員。

9 番 議 員 具体的には、これまでには東日本でありましたり、最近では能登の大地震。災害ごみが多量にでましたけれども、淡路島における災害ごみですね、どれぐらいが処理していけるのかというところが、数値だけではイメージしにくいんですけども、そのあたり具体的に教えていただけますか。

管 理 者 議長。

議 長 はい。

管 理 者 これはですね、大変申し訳ないことながら、新しい施設に関して言えば、このやまなみ苑の議会ではなくて、広域の方に移ってるんですね。もしも議員のご質問が将来に向けて淡路島全体のということになればここではお答えできないということになります。

議 長 よろしいですか。

9 番 議 員 では最後の質問になりますが、基本コンセプトの4。地域における新たな価値を創出するというそういう施設のなかで、教育の場になるということで、私共新人議員も市内の各施設を見させてもらうなかで非常に学びとなりましたし、こういう施設見学そして知ることは、リサイクルの意識であったりそういう環境のことに、幼いころから触れるそういう機会となったと思うんですけれども、このことについて例えば学校教育委員会関係とのすり合わせはいかがなものでしょうか。

議 長 はい、事務局長。

事 務 局 長 同じく広域行政から確認した内容をお伝えするというかたちでお話したいと思います。議員の質問は令和5年8月に広域行政の淡路地域ごみ処理施設広域化の基本計画に載っております多くの人が学び触れ合うことができる機能を備えた環境学習、環境教育の場を提供しますというところであると推察の方をしております。広域に確認したところ令和4年度に島内小学校4年生のそれぞれの担任の先生に環境学習に関する意見聴取をアンケート形式で実施したところ環境学習のテーマとして一番関心が高かったのがごみの減量化であったとのことでございます。広域行政としましては、これも取り入れながら環境学習、環境教育の場を提供できるような施設を造っていきたいということをおっしゃってございました。以上でございます。

議 長 山口議員。

9 番 議 員 小学校4年生を対象としたことを言うておりましたけども、一般住民の方にも言えるかと思うんですけども、一般住民向けに意識啓発をするようなそういう機会であったり、ツールというものはございますでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事務局長 はい、私が知っている範囲でお答えしたいと思うんですけども、当然小学校4年生だけでなく、大人の方も含めて環境学習する場を提供できるような新しい施設を目指しているということを広域行政から伺っておりますので令和11年度供用開始に向けて今後造っていくと理解しております。

9番議員 ありがとうございました。以上で終わります。貴重な時間ありがとうございました。

議長 山口議員の質問が終わりました。続いて山野議員の質問です。よろしくお願いいたします。

6番議員 はい、議長。

議長 はい、山野議員。

6番議員 6番誠道クラブ山野由貴です。よろしくお願いいたします。私の方からはまず交通と安全リスク等対応について質問させていただきたいと思います。今後進む広域化の進展により、やまなみ苑周辺に流出ごみ、収集車などの交通量の増加が見込まれるかなと思います。現状の交通量の把握、危険箇所、苦情の有無などございましたらお聞かせ願えますか。

議長 はい、事務局。

事務局長 現状で渋滞であったり、危険箇所、苦情等あるところに関しましては、これも広域行政も含めて確認してございます。淡路学園前の県道、洲本松帆線に関しまして、約600メートルあるわけなんですけども、今対面交通できていないような状況でございます。かなり道が狭いということで、かねてより道路改良の地元要望があるということで理解しておりまして、現状対面通行ができないがために、待避所のところで一旦待って、片側通ってからまた行くと、それぞれ交互に対面で通行している状況でございます。脱輪の危険であったり、対面した車同士のトラブルが起きているということも聞いておりまして、これに関しては地元からの強い要望もあり、今後2車線プラス片側歩道の道路計画。幅員にしましては、約11メートルの道路計画を進めていると聞いております。

議長 山野議員。

6 番 議員 私は隣の倭文地区出身でして、ここの奥さんとかの声を聴くと、自転車で通学している人も多くて、広域化が進んでごみ収集車が来ると今でも県道の道が狭い、車道の路肩が狭くて、大型車が通るとか普通の車でも危ないと感じると多くの意見を頂戴しております。保護者からの目線とすると、洲本方面に行かせる時に不安を感じる方が多いというのが一つありまして、安全確保に向けた。先程の話にもなると思うんですけど、通学路の安全確保に向けた対策。検討状況についてもお伺いしてよろしいでしょうか。

管理者 はい、議長。

議長 管理者。

管理者 ちょっとすみません。これ繰り返しになりますけれど、道路のお話にしても用地のお話にしても、広域化の対策を進めている広域行政と地元の方々と様々な話してる訳なんです。なので我々ここでどういう状況、あるいはどういう方向でということをおし上げるのは不適切なんだと思うんです。大変申し訳ないんですが、これはご質問があった時にまず広域行政に聞いて公表できる範囲でのお話はしましょうということなんですけれども、そこより深入りして、こちらの方の考えをお話するとかあるいは交渉状況についてお話すると、これはできないということをご理解をいただきたいと思います。

議長 はい、山野議員。

6 番 議員 そうなると、今後の具体的な交通安全対策に関しましてもこの場では討論でないと。合ってますか。

管理者 はい、議長。

議長 管理者。

管理者 その部分は広域の議会でやっていただくことになっております。

議長 いいですか。山野議員。

6 番 議 員 2点目の質問のところもどっちかと言うと住民の意見からもあるんですけど、大きい話になってくるんですけど、スマートインターであったり道路のアクセス情報、時間帯分散の検討状況っていうのもおそらくこの話になるとここでの議論でないかなと思いますので、私の方からは質問以上で終わりたいと思います。

議 長 山野議員の質問は終わりました。続いて三澤議員。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 三澤議員。

7 番 議 員 南あわじ市議会議員、誠道クラブ三澤でございます。通告書に基づきまして質問させていただきます。その前に先程から広域の方というところの分が通告書に入ってますので、そこは控えさせていただきます。まず一番最初にやまなみ苑の公害と周辺環境についてなんですけれども、やまなみ苑から発生している煙とか臭気について住民の方から質問受けてまして、どのような管理をしてますかと伺っております。そのへんはいかがでしょうか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 やまなみ苑から発生する規制を受けるものにつきましては、排気ガスと焼却灰、固化灰について法の規制を受けております。法に則りまして、指定回数を外部測定機関へ入札により委託をいたしまして、その落札した職員が当施設へサンプリングに来て、持ち帰って分析するというかたちでございます。分析につきましても国家資格である環境計量士という有資格者によって最終的に分析結果が確定するというふうな測定状況でございます。過去測定につきまして一度も規制値を超えたことはございません。以上です。

議 長 はい。

7 番 議 員 今もやってるのは、煙突の途中から採取するという方法のみというところで理解よろしいでしょうか。

議 長 事務局。

施 設 長 煙突の途中にサンプリングの穴がありまして、その穴から吸引するという方式が排気ガスの測定の方法です。

議 長 三澤議員。

7 番 議 員 そのサンプリングをして、検査した結果は今ホームページ上であがっているという認識でよろしいでしょうか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 議員おっしゃるとおり、ホームページ上にあげているのと地元の環境モニター協議会という組織がありましてそこで年に数回協議を行うなかで測定結果を報告して共有するというふうなことを行っております。

議 長 三澤議員。

7 番 議 員 地元の方から聞いたところは、全部解消されましたのでありがとうございます。以上で質問終わらせていただきます。

議 長 三澤議員の質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問は終わります。それでは、議案の審議に入ります。日程第5議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、事務局の方から説明申し上げます。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 それでは、議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明の方させていただきます。

洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。本件は令和7年度人事院勧告に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、まず通勤手当につきまして、45キロメートル以上の区分を新たに4つ新設いたしております。次に令和7年4月1日より行政職給料表を改定し、期末手当、勤勉手当それぞれ令和7年度は6月分は既に支給済につきまして、12月分で期末勤勉手当それぞれを正規職員につきましては100分の5、再任用職員につきましては100分の2.5を引き上げ、令和8年度につきましては6月、12月それぞれ均等に支給するものでございます。また、附則で施行期日等を定めております。以上で議案第8号についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。小野議員。

3 番 議 員 2点伺います。1点目はですね、通勤距離片道60キロメートル以上ということなんですけど、ここの職員の、任用職員の方も含めて60キロメートル以上になってくる方はおられますか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 やまなみ苑の職員に関しましては、先程のご質問に関しましては該当者がいないような状況でございます。

議 長 小野議員。

3 番 議 員 2点目として、人事院勧告による給料アップになるんですが、これに関しての補正予算を組むというようなことが今回あがってないんですが、その必要はないんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 今回ですけれども、人件費のなかで育児休業を取得している職員がございまして、その育児休業の取得によります減額をですね、その部分で今回の条例改正のアップ分を飲み込めるということで、中の組み替えで対応で

きるということで補正予算は計上しない方向でございます。

議 長 他にご質疑はございませんか。柳川議員。

2 番 議 員 続いてなんですけど、45キロメートルから50キロメートル。コ、サ、シ、スで4つに分かれると思うんですけど該当者。洲本市はおらんかったんですけども、ここには居てるんですか。この45キロメートルから50キロメートル、50キロメートル55キロメートル。先程60キロメートル以上はない。これはたぶんいてないと思います。なのでこの中で当てはまる職員さんていうのはこの中にいてるかどうかでしょうか。

議 長 事務局。

施 設 長 45キロメートル以上も該当なしです。

議 長 よろしいですか。

2 番 議 員 そしたら40キロメートルから45キロメートル未満ですよ。これも僕の理解が間違えとるかどうかもわかんないんですけど、45キロメートルからお金が出ると。未満の方、当然出てると思うんですけども、それはもう一律と理解してよろしいでしょうか。どうなんですか。

議 長 事務局。

施 設 長 距離によって差はあるんですけども、2キロメートル10キロメートルが6千200円、10キロメートルから15キロメートルが9千100円、15キロメートルから20キロメートル1万2千円、20キロメートルから25キロメートル1万4千900円。そのあたりでうちの全職員対応できています。

議 長 柳川議員。

2 番 議 員 国が暫定税率じゃなかったガソリン税。25円なんぼなくなりましたやんね。今までその分入っての1キロメートルなんぼで設計したと思うんですよ。通勤手当ってのは。12月31日で次はなくなっちゃうんで、これはまた改正するご予定とかはあるんですか。どうでしょうか。

議 長 事務局。

施 設 長 そのあたりは国の人事院の方で考えられて、区市町とおりにくるとおもうんですけども、あくまでもこの改正につきましては、人事院勧告に基づく改正でございますので、そういうような人事院からのおりにくのを当組合の方は待ちたいと思っております。

議 長 他にご質疑はございませんか。山口議員。

9 番 議 員 前回の会議の中で、今回は給料表と距離の関係なんですけれど、地域手当のことでやり取りがありました。今現在は2パーセントというように、そのなかで次長はまだ未定なんですけれども、この夏は。つまり今年度の人勧で8年度に向けたものが出されるということで、その状況を踏まえて各自治体の方でというような表現になっておるんですけども、そのあたりの進捗状況と言いますか、どういった協議がなされているのかといったところをお聞かせいただけたらなと思います。

議 長 事務局。

施 設 長 当組合のプロパー職員につきましては、洲本市職労に加入しており、洲本市職労が洲本市と妥結した中身を議案とするということでございまして、地域手当につきましても、洲本市と洲本市職労の妥結の結果を待ちたいとそうように思っております。

議 長 よろしいでしょうか。他にご質疑ございませんか。他に無ければ、これにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。続きまして日程第6議案第9号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管

理者。

管 理 者 議案第9号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、事務局から説明を申し上げます。

議 長 事務局。

事 務 局 長 それでは、議案第9号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例について、ご説明をさせていただきます。本件は、令和7年の人事院勧告に基づきまして所要の改正を行うものでございます。内容としましては、給料表の改正、期末勤勉手当の支給月数の改定でございまして、1名あたり年間で21万5千円程度の増額を見込んでおります。以上で議案第9号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等ございませんか。ご質疑無いようですので、これにて質疑終わります。お諮りいたします。議案第9号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案とおりの可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第9号は原案とおりの可決されました。続きまして日程第7認定第1号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。認定第1号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして事務局からご説明申し上げます。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 認定第1号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳

出決算認定についてご説明申し上げます。以後着座にて失礼いたします。本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

まず決算の規模でございますが、歳入総額4億9千646万3千763円、歳出総額4億7千289万8千108円、実質収支額は2千356万5千655円でございます。内容につきましては、令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。1ページをお開き下さい。歳入総額でございます。予算額4億7千822万7千円に対しまして、調定額4億9千646万3千763円で収入済額も同額となっております。3ページをお開き下さい。歳出総額でございますが、予算額4億7千822万7千円に対しまして、支出済額4億7千289万8千108円、不用額は532万8千892円となっております。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。5ページをお開き下さい。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金2億1千792万4千円は、組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目ごみ焼却手数料1億5千975万7千780円は、当施設に直接持ち込まれたごみの焼却手数料収入で、令和6年度の焼却量は1万2千289.06トンとなっております。次に、3款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1万2千693円は施設運営整備基金の利子でございます。次に、5款繰越金1項繰越金1目繰越金3千261万615円は前年度繰越金でございます。7ページをお開き下さい。6款諸収入1項受託事業収入1目ごみ焼却処理受託事業収入285万7千800円は粗大ごみ処理場から受託しています可燃性残渣の焼却に係る受託事業収入で、令和6年度の処理量は476.30トンとなっております。次に同じく6款2項組合預金利子1目組合預金利子6万833円は、運用資金利子でございます。次に同じく6款3項雑入1目雑入224万42円となっております。次に、7款組合債1項組合債1目組合債8千100万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。9ページをお開き下さい。1款議会費1項議会費1目議会費38万6千577円ですが、この内訳は、1節報酬35万3千477円、10節需用費2万4千100円、11節役務費9千円となっております。次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費5千555万5千707円ですが、この内訳は、1節報酬433万3千92円、2節給料1千115万4千999円、3節職員手当等676万5

千646円、4節共済費429万2千501円、以上合計2千654万6千238円につきましては、管理者等の報酬と正規職員3名及び会計年度任用職員2名の人件費でございます。8節旅費16万7千240円、10節需用費27万1千216円、11節役務費85万3千817円でございます。11ページをお開き下さい。12節委託料33万1千540円、13節使用料及び賃借料29万400円、17節備品購入費29万3千700円、18節負担金補助及び交付金347万6千656円は、退職手当組合普通負担金等となっています。24節積立金1千750万円は、施設運営整備基金積立金でございます。26節公課費82万4千900円となっております。次に同じく2款1項2目清掃施設費3億9千760万7千262円ですが、この内訳は、1節報酬1千787万3千623円、2節給料1千443万3千円、3節職員手当等1千998万1千84円、4節共済費898万8千694円、以上合計6千127万6千401円につきましては、正規職員4名、会計年度任用職員8名の人件費でございます。8節旅費68万5千80円、10節需用費1億1千100万6千546円は、維持管理の為の消耗品費、光熱水費、薬品費、施設の修繕費等でございます。11節役務費25万6千216円、13ページをお開き下さい。12節委託料5千719万8千357円は、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料等でございます。13節使用料及び賃借料26万4千円は、残灰運搬用トラックリース料でございます。14節工事請負費1億3千871万円は、施設整備工事、各機器の整備工事等に係る費用でございます。15節原材料費4万6千860円、17節備品購入費46万830円、18節負担金補助及び交付金2千762万3千772円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員3名の人件費の負担金でございます。26節公課費7万9千200円でございます。15ページをお開き下さい。次に同じく、2款2項監査委員費1目監査委員費1万円ですが、この内訳は1節報酬1万円でございます。次に、3款公債費1項公債費1目元金2千222万7千461円、同じく3款1項2目利子が、211万1千101円でございます。

なお、17ページには実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしております。

以上で認定第1号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についてのご説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

- 議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見ございませんか。
小野議員。
- 3 番 議 員 説明いただきましたページ、17ページ。基金のところでは1千750万円増えて、1億1千290万円。基金が増えてますが、今後どういうふう
に運用される考えなんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。
- 議 長 はい、事務局。
- 施 設 長 基金ですけど、施設運営整備基金ということで令和11年に当組合が新しい施設の方
に変わるということが決定していますので、両市の財政当局とも相談協議した結果、来年度
令和8年あたりから予算の方に切り崩しながら、必要な分残しながらバランスをみて運用
していったらどうやと現在の話し合いの状況です。
- 議 長 はい、印部議員。
- 10 番 議 員 14ページなんですけど、実は今日の神戸新聞の1面に神戸沖のごみ処分
場新設せずということが載った訳なんですけど、これ決算書見ておきますと大阪湾広域
臨海環境整備センターの建設事業費負担が285万がしがし出とるんですけど、結局これ
は。それと焼却灰の埋立処分委託料が3千700万円あまり毎年払とる訳ですね。それ
はそれでいいんですけども建設事業負担金というのは結局延期される、当面しないとい
うことなんですけど結局このへんについてはどのような情報が入ってますか。お聞
かせいただけますか。
- 議 長 はい、事務局。
- 施 設 長 14ページの建設事業負担金につきましては、毎年度毎年度の現状ある
施設の補修ですね、波によって護岸が傷んだとか、潮によって鉄の部分が錆びて更新
せんとあかんくなったとかそういうふうな補修に対する負担金でありまして、これは
構成する169団体全部に割り当てられて負担を強いられとるお金でございます。3
期計画についての負担ではこれはない負担になっております。2期計画もだんだん物
量の減少によりまして、終了時期が伸びてます。毎年会議をしてるんですけど、その
会議場ではそうい

うことは聞いとるんですけれども、3期計画を推進していくというまでの話は当組合にも入っておるんですけれども、新聞発表されたような嵩上げになったというふうなところは、ちょっと伺えてないというふうな現状でございます。

議 長 印部議員。

10番議員 となりますと、結局今のところ毎年169市町村で案分して出資しとる訳ですが今後将来的に新しく造るになったらまた分担金はそれなりの計算で当然またされる訳ですか。

議 長 事務局。

施設長 その時の状況でどうかわからないんですけれども、される可能性もあるのかなというところです。

議 長 印部議員。

10番議員 この焼却灰埋立委託処分料が3千700万円かかっているんですが、これは結局どれぐらいの量搬出されてとるんですか。

議 長 事務局。

施設長 1トンあたり1万2千870円かかっておりまして、これが2千923トン。令和6年度で排出しております。

議 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。はい、どうぞ。

6番議員 はい、私からは2ページの歳入の第6款の諸収入3項の雑入ところですけども、予算現額のところで110万円ほど見込んでいるところが調定額では224万円ということですけども、この詳細を見たときに、8ページの方ですかね。鉄屑売払代金100万円の計上しておりますけども、毎年度継続的に見込めるものなのか、それとも一過性のものなのか、来年予算でどのように見込まれているのかお伺いいたします。

議 長 はい、事務局。

施設長 鉄屑売払代金につきましては、工事の中身によりまして、鉄屑が多量に発生した場合は、金額も上がります。工事によりましては鉄屑があまり発生しないときは、金額として上がらないというふうなかたちで、工事の中身によって増減するものと考えております。

議長 長 山野議員よろしいでしょうか。他にご質疑ございませんか。山口議員。

9 番 議員 今期の南あわじ市議会で中央リサイクルセンターの委託についてが議案にありまして、シルバー人材センターに委託しとったものが、8年度から直営になるとそのおりの説明でやまなみ苑さんから職員1名を中央リサイクルセンターへという答弁があったんですけれどもそのあたりを具体的に。

議長 長 事務局。

事務局 長 できましたら人事の関係なので。直営に基づきまして、中央リサイクルセンターの直営がしっかりと適正に運営できるようなかたちのために人事で上手い具合にまわしていくということで調整はしてるんですけれども、人事の関係なのでこの質問に関しましてはお答えしかねるということでお願いしたいと思います。

議長 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。無ければこれで質疑を終わります。お諮りいたします。認定第1号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 長 はい、全員賛成です。ありがとうございます。賛成多数でありますので認定第1号は原案とおり認定されました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

2 番 議員 議長。

議長 長 はい。

2 番 議 員 議長、要望よろしいですか。要望ひとつよろしいですか。閉める前に。

議 長 はい。

2 番 議 員 事務局にちょっとお尋ねしたいんですけども。今回新人の議員の方々が一般質問されましたよね。僕もそうですけども。旧議員なんで。ようはこの団体がなくなって広域に行く。3市でやるってのは理解してるんです。新人の方は知らない方がたぶんいてると思うんですけど、なので一般質問の僕レクチャー受けましたよね。國芳さん。内容聞いてって、これは広域やなこれは違う、これは広域やな分かるんですよ。実際ね。なので事務局の方も分かってるはずなんですよ。この話は広域やな。ここは事務組合の話やな。で、レクチャーの時になぜそれを調整してあげないのかなと。新人さんが悪いわけじゃないですよ。言ってるのは。分かるじゃないですか、話の内容で。ほんで管理者が止めなあかんっていうのは、管理者これおかしいですよ。事務方がちゃんとしっかりとしないと。守本市長に言っとるんじゃないですよ。答弁調整するなかでこれ分かってあるはずなんで通告で。どういうこと内容聞くんですか。こういうことです。これはすみません広域ですわ。なので南あわじなら谷口さん、副議長は阿部君、もう1人の3人で行ってるんで、その方に広域で質問してもらおうということができるはずなんですよ。なのでかわいそうに思ったのね。ほらかわいそうやと思ってね。こらちょっと議会軽視ちゃうかな。

議 長 はい。

管 理 者 ちょっと説明させていただきます。ご相談をいただいてこの同じ地域の同じごみ処理の話なんです、事務局に確認した上で我々言うたらちょっと訳分からんようになるんですけど、我々こう兼ねてるんです。このやまなみの事務局、執行部として答えられる範囲で。したがって広域の方でも固まっておって公表しても問題がないというものはお答えをしよう。そこよりも深入りをされるとこれはちょっと難しいですよとお答えしようという方針で臨んだということなんですけど、おっしゃるとおり事前によく調整をしないといたほうが良かったというのはその通りでありますので、以後はそのようにさせていただきたいと思えます。

2 番 議 員 かわいそうやった。新人さん。

9 番 議 員 柳川さんからかわいそう言われたらちょっと。実は先輩議員からそのような似通ったレクチャーは受けています。当然、市議会の質問は南あわじ市のみに関することであるし、そういうことで私も今回はこの事務組合であるやまなみ苑のことに特化して質問をしつらえたつもりであったんですけども、最後の質問は事前の通告になかったものですね。イメージが自分の中で湧かなかったものですから追加でご質問差し上げたというふうなところがありました。これは本当に事務局に大変失礼をしたところなんですが、ただ管理者である守本市長からのお話を聞く中で実は飲み込んだところもありまして、この事務組合議会の中で話合われたことが今後どんなかたちで広域の方に。今柳川さんがおっしゃられたように、うちの議長であり副議長であり広域の議員にそれを託すというふうな話が良い訳ですね。これでこれを聞いて来てくれと。我々はこういう疑問を持っている。あるいはこういうことを要望、提案をしたいというようなことで、おつなぎをすればよろしいかということで、そういう理解で良いですね。はい、ありがとうございます。

2 番 議 員 すみません。申し訳ないです。終わります。

議 長 はい、他にご質問、ご意見等ありましたら。よろしいですか。それでは無いということで、これにて今期の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会における諸案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜物と思えます。衷心より厚く御礼申し上げます。次第でございます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙で本当に忙しいと思いますが、この上もご自愛いただきまして、当事務組合の運営にご尽力賜らんことをお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にどうも今日はありがとうございました。それでは最後に閉会にあたりまして、副管理者の上崎市長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

副 管 理 者 はい、議長。

議 長 上崎市長。

副 管 理 者 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新たに南あわじ市の山口勇樹議員が副議長に就任されました。まずは

就任おめでとうございます。今後ともどうぞよろしく願いをいたします。本日ご提案申し上げましたすべて案件につきまして、慎重なるご審議をいただき適切妥当なご決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。議員各位におかれましては、今後とも当組合の健全運営に格別のご支援、ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(閉 会 11時10分)

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員